

# 住民健診が始まります

年に1度の健康チェックを忘れずに

生活習慣病は日々の生活習慣が原因となつて発症する病気のことです。生活習慣病は自覚症状がないため、気づかぬうちに進行し、脳・心臓・血管にダメージを与えます。「がん」も生活習慣病の1つとされています。日本人の2人に1人が「がん」にかかり、3人に1人が「がん」で亡くなっています。がんは早期発見・治療することが大切です。

健診を受けてご自身の体と向き合い、生活習慣を見直すきっかけとしましょう。お得に健診が受けられるこの機会に、ぜひ受診ください。

健康増進課  
☎ 22-5088

## 03 節目年齢の人は健診料金が無料

検診種類	対象となる人 (無料クーポン対象者)
子宮頸がん検診	平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれの人
乳房レントゲン検査 (マンモグラフィ)	昭和58年4月2日～昭和59年4月1日生まれの人
肝炎ウイルス検診 ※	本年度中に41歳・46歳・51歳・56歳・61歳・66歳・71歳になる人

※ これまでに肝炎ウイルス検診を受診した人は対象外

無料検診対象者には、クーポン券を送付します。

### POINT

- 問診票表面の「検査前の注意点」に、食事や水分補給・その他健診を受ける際の注意事項を記載しています。必ず事前にお読みください。
- 夏の健診を希望する人で、健診セット(問診票等)が届いていない人は健康増進課に連絡してください。
- 秋の住民健診(10月～11月)も予定しています。市の助成を受けて健診を受けることができるのは年1回です。ご注意ください。

## 02 健診日程

健診日	健診実施場所
7月19日(金)～23日(火)	阿蘇体育館 (第2体育館・武道場)
7月24日(水)・25日(木)	赤水公民館
7月26日(金)・27日(土)	乙姫体育館
7月28日(日)	坂梨体育館
7月29日(月)・30日(火)	一の宮体育館(図書館隣)
7月31日(水)・8月1日(木)	波野体育館
8月2日(金)	古城公民館
8月3日(土)～5日(日)	一の宮小学校体育館
8月6日(火)	中通体育館
8月7日(水)	山田体育館
8月8日(木)・9日(金)	市コミュニティセンター
8月10日(土)	一の宮保健センター (阿蘇市役所東側)

混雑を少なくするために、行政区ごとに日程、受付時間を割り当てています。日時は健診セットに同封している日程表や市ホームページをご確認ください。都合がつかない人は、『どの地区の人でも受けられる受付時間』を設けている日があります。その時間帯をご利用ください。



健診の日程はこちらから

## 01 健診内容と自己負担額

市が健診費用を助成しているのでお得に受けられます

健診名	健診項目・内容	対象者	自己負担額	実際にかかる健診料金
30歳代健康診査	身体計測、血液・尿検査、心電図など	国保加入者で30歳～39歳の人(妊婦を除く)	500円	9,350円
特定健康診査	身体計測、血液・尿検査、心電図など	国保加入者で40歳～74歳の人(妊婦を除く)	500円	9,350円
後期高齢者健康診査	身体計測、血液・尿検査など ※医師の判断で心電図も実施	後期高齢者医療被保険者	800円	10,285円
肝炎ウイルス検診	※これまでに受診した人は対象外	40歳以上の人(一部年齢は無料)	400円	2,530円
前立腺がん検診	採血	50歳以上の男性	300円	1,760円
肺がん検診	レントゲン検査	40歳以上の人(妊婦を除く)	300円	2,200円
胃がん検診	バリウム検査	40歳以上の人(妊婦を除く)	700円	5,500円
大腸がん検診※1	2日分の便検査 (事前に検便容器が必要)	40歳以上の人	300円	1,870円
腹部超音波検診	肝臓、胆のう、膵臓、腎臓、脾臓	30歳以上の人(妊婦を除く)	600円	3,740円
子宮頸がん検診		20歳以上の女性 (妊婦を除く・一部年齢は無料)	600円	5,170円
乳がん検診 ※2	乳房超音波検査	30歳以上の女性	400円	3,300円
	乳房レントゲン検査 マンモグラフィ	40歳以上の女性 (妊婦を除く・一部年齢は無料)	800円	5,500円

※1 今年度41歳になる人全員に検診セットを送っています。

※2 40歳以上の方はどちらかを選択してください。

### 子宮頸がん検診の個別検診(医療機関での受診)

健康増進課で事前申し込みが必要です。

20～49歳の人(昭和50年4月2日～平成17年4月1日生)は、住民健診以外に右の指定医療機関で検診を受けることができます。医療機関で受ける人は住民健診での子宮頸がん検診を受けることはできません。

指定医療機関	阿蘇医療センター／阿蘇温泉病院 菊陽レディースクリニック／ちが産婦人科医院
料金	1,000円 (無料クーポン対象者・生活保護受給者は無料)

令和6年度  
▽  
令和8年度

65歳以上の皆さまへ

# 介護保険料額が

## 変わります

☎ ほけん課 介護保険係 ☎ 22-3145

# 後期高齢者医療の被保険者証が

## 新しくなります

☎ ほけん課 高齢者支援係 ☎ 22-3145

	対象となる人	保険料(年額)
第1段階	▷生活保護受給者 ▷老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税 ▷世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額*と課税年金収入額の合計が80万円以下	19,488円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で本人の前年の合計所得金額*と課税年金収入額の合計が80万円超 120万円以下	33,168円
第3段階	世帯全員が住民税非課税でかつ本人の前年の合計所得金額*と課税年金収入額の合計が120万円超	46,848円
第4段階	住民税が課税されている世帯員がいるが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額*と課税年金収入額の合計が80万円以下	61,560円
第5段階	住民税が課税されている世帯員がいるが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額*と課税年金収入額の合計が80万円超	68,400円
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満	82,080円
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上 210万円未満	88,920円
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上 320万円未満	102,600円
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上 420万円未満	116,280円
第10段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上 520万円未満	129,960円
第11段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上 620万円未満	143,640円
第12段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上 720万円未満	157,320円
第13段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上	164,160円

\* 年金収入にかかる所得分を除く

納め方は年金の額によって変わります

### 【年金の年額が18万円以上の人】

特別徴収(年金支払いのときに天引きされます)

\* 以下の場合は自分で納める必要があります。

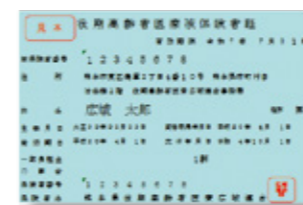
- ▷ 年度途中で65歳になったとき
- ▷ 年度途中で他市町村から転入または他市町村へ転出したとき
- ▷ 年度途中で保険料額が変更となったときなど

### 【年金の年額が18万円未満の人】

普通徴収(納付書の納期ごとに納めます)

\* 口座振替がおすすめです。

**現** をお持ちの保険証(薄黄色)の有効期限は、7月31日(水)までです。  
新しい保険証(薄青色)は、7月中旬に簡易書留で郵送します。



8月からの  
新しい保険証

有効期間は  
令和6年8月1日～  
令和7年7月31日



ご不在の場合は  
「郵便物等ご不在連絡票」が  
投函されます。  
郵便局へ簡易書留の再配達の  
依頼をしてください。

## 限度額適用・標準負担額減額認定証も新しくなります

### すでに持っている人

現在の「限度額適用・標準負担額減額認定証」(薄黄色)の有効期限は7月31日(水)までです。  
引き続き対象となる人に、新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」(薄青色)・「限度額適用認定証」(桃色)を7月中旬に郵送します。

### まだ持っていない人

「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」を外来受診・入院するときに利用すると、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。世帯全員が非課税の人と、保険証の負担割合が3割で住民税課税所得が690万円未満の人が対象です。

**申請先** ほけん課 高齢者支援係、各支所  
**必要なもの** 被保険者証、本人確認書類

借金、離婚、相続、遺言、交通事故、刑事・・・など、ひとりで悩まずお気軽にご相談下さい

受付時間：平日9時～17時15分 TEL：0967-22-5223 \*完全予約制です。  
音声でのご連絡が難しい方のみ、FAX0967-22-5224で相談予約受付。お名前、FAX番号を必ずご記入ください。  
日程調整につきFAXで返信いたします。なお、相談にはご来所の必要があり、FAXでの相談はできません。

- ・当事務所での相談が初めての方は、30分まで無料
  - ・初回30分超または2回目以降は30分3500円
- ※経済的に余裕がない方は、法テラスの無料法律相談制度をご利用になれることがあります。お問合せ下さい。

阿蘇法律事務所

阿蘇地域に根ざした法律事務所です。

弁護士 森 あい

〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2005-8-203 (阿蘇市商工会一の宮支所となり)

事務所名が変わりました!



広告